

平成 25 年度

議会報告会



新しくなった議場

議員の紹介	1
議会のしくみ	2
ここが聞きたい！議会のあれこれ	5
小城市議会基本条例	9

平成 25 年度

議 会 報 告 会

次 第

○開会・あいさつ

○出席議員紹介

○議会報告

◎市議会の概要、平成 25 年度予算の概要

◎主要事業の概要

・総務常任委員会

・文教厚生常任委員会

・産業建設常任委員会

○質疑応答・意見交換

○閉会

期 日	時 間	会 場 及 び 出 席 議 員
7 月 2 7 日 (土曜日)	19 : 30 ~	芦刈地域交流センター あしぼる ◎香月チエミ、○岸川弘文、光岡 実、諸泉定次、 樋渡邦美、市丸典夫、松尾義幸、平野泰造、北島文孝、 大坪徳廣、中島正之
		牛津保健福祉センター アイル ◎下村仁司、○合瀬健一、西 正博、富永正樹、 樋渡利光、中島正樹、深川高志、岸川英樹、上瀧政登、 堤 克彦、江島佐知子
7 月 2 8 日 (日曜日)	19 : 30 ~	小城公民館 ◎香月チエミ、○岸川弘文、光岡 実、諸泉定次、 樋渡邦美、市丸典夫、松尾義幸、平野泰造、北島文孝、 大坪徳廣、江島佐知子
		生涯学習センター ドウイング三日月 ◎下村仁司、○合瀬健一、西 正博、富永正樹、 樋渡利光、中島正樹、深川高志、岸川英樹、上瀧政登、 堤 克彦、中島正之

班編成 (◎は班のリーダー、○は班のサブリーダー)

1 議員一覧

議席番号	氏名	所属委員会等	住所
1	にし まさひろ 西 正博	文教厚生・議会運営・◎議会広報・議会改革	小城市三日月町三ヶ島498番地
2	みつおかみのる 光岡 実	産業建設・議会広報	小城市小城町松尾2793番地
3	とみながまさき 富永 正樹	文教厚生・○議会広報	小城市小城町栗原1132番地
4	ひわたしとしみつ 樋渡 利光	総務・議会広報	小城市三日月町金田1349番地2
5	もろ いずみ さだじ 諸泉 定次	文教厚生・議会改革	小城市小城町松尾3743番地1
6	ひわたしくによし 樋渡 邦美	◎総務・議会広報・議会改革	小城市三日月町樋口144番地
7	きしかわひろふみ 岸川 弘文	◎産業建設・議会運営・議会広報	小城市牛津町上砥川1968番地
8	なかしままさき 中島 正樹	文教厚生・◎議会運営・議会改革	小城市小城町284番地11
9	えじま さちこ 江島 佐知子	副議長・総務	小城市小城町907番地
10	ふかがわ たかし 深川 高志	○総務・議会運営・◎議会改革	小城市牛津町勝1382番地
11	いちまるのりお 市丸 典夫	産業建設・議会改革	小城市小城町栗原1番地3
12	きしかわ ひでき 岸川 英樹	○文教厚生・議会改革	小城市芦刈町浜枝川814
13	じょう たき まさと 上瀧 政登	産業建設・○議会運営	小城市牛津町上砥川496番地2
14	かつき ちえみ 香月 チェミ	◎文教厚生・議会改革	小城市三日月町長神田136番地27
15	おおせ けんいち 合瀬 健一	産業建設・○議会改革	小城市三日月町織島2602番地1
16	まつお よしゆき 松尾 義幸	総務	小城市牛津町柿樋瀬775番地2
17	つつみ かつひこ 堤 克彦	総務	小城市小城町283番地5
18	ひらの たいぞう 平野 泰造	文教厚生	小城市芦刈町永田1574-1
19	しもむら ひとし 下村 仁司	○産業建設	小城市芦刈町三王崎1761-1
20	きたじま ふみたか 北島 文孝	総務・議会運営・議会改革	小城市小城町畑田5085番地1
21	おおつぼ のりひろ 大坪 徳廣	産業建設	小城市三日月町石木43番地2
22	なかしま まさゆき 中島 正之	議長	小城市芦刈町芦溝577番地2

◎…委員長 ○…副委員長

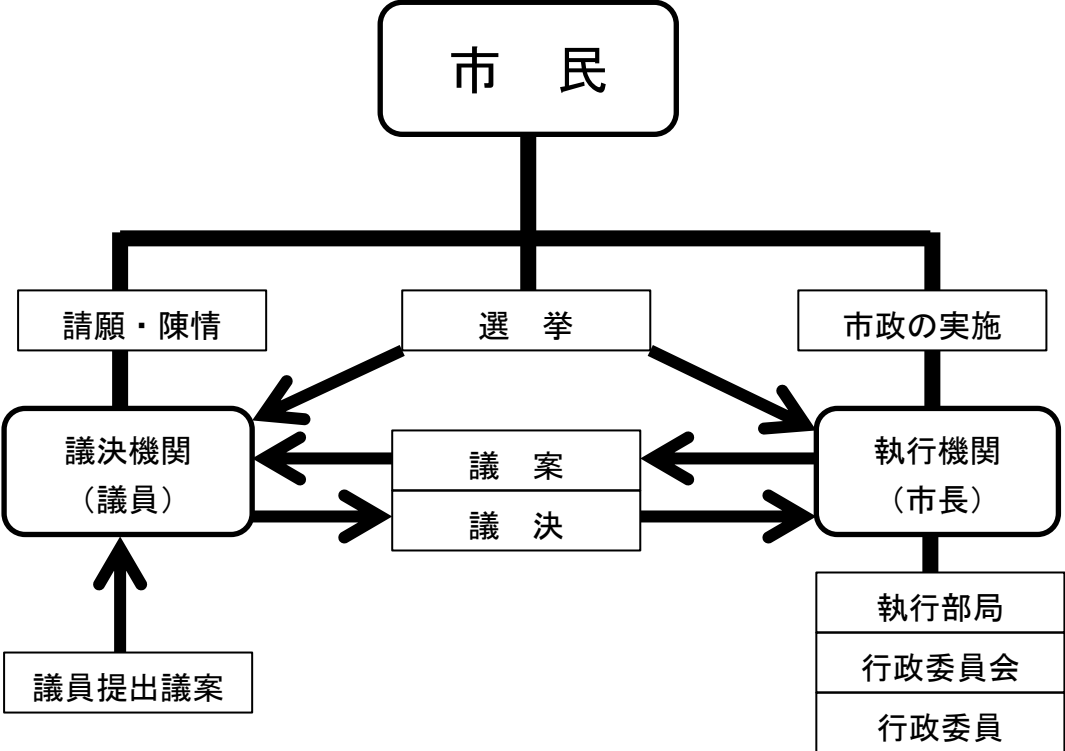
市議会の役割と市の仕事

市議会は、市民の要望を市政に反映させるため、日常生活にかかわる様々な問題について審議を行い、決定を行います。このため議会は、市が執行機関と呼ばれているのに対して、議決機関と呼ばれています。主な仕事は次のとおりです。

- 市長や議員から提出された議案を審議して、その可否を決定します。
- 市の事務（予算の執行や条例に基づいた仕事）が正しく行われているか、調査・検査します。また、監査を求めることもあります。
- 議案を提出します。（ただし、予算案は議員に発案権がありません。）
- 私たちの生活に関わる問題について、県や国に意見書や決議を提出します。
- 市民から提出された請願や陳情を受理します。請願については内容を審査し、採択したものについては、その実現に努めます。

執行機関である市は、執行部局、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会など）行政委員（監査委員）により構成されています。市長は、各執行機関を統括し、全体の業務を調整しています。

●議決機関と執行機関の関係図



議会基本条例

地域主権改革や、全国的な市町村合併等により、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変容してきており、自己決定と責任の原則がより一層拡大してきました。このような中、小城市議会は、平成24年9月に、市民との協調の下、自らの創意と工夫により小城市が抱える課題について政策立案・提言を行うとともに、積極的な情報公開に努め、真の地方自治の実現を目指すことを決意し、この条例を制定しました。

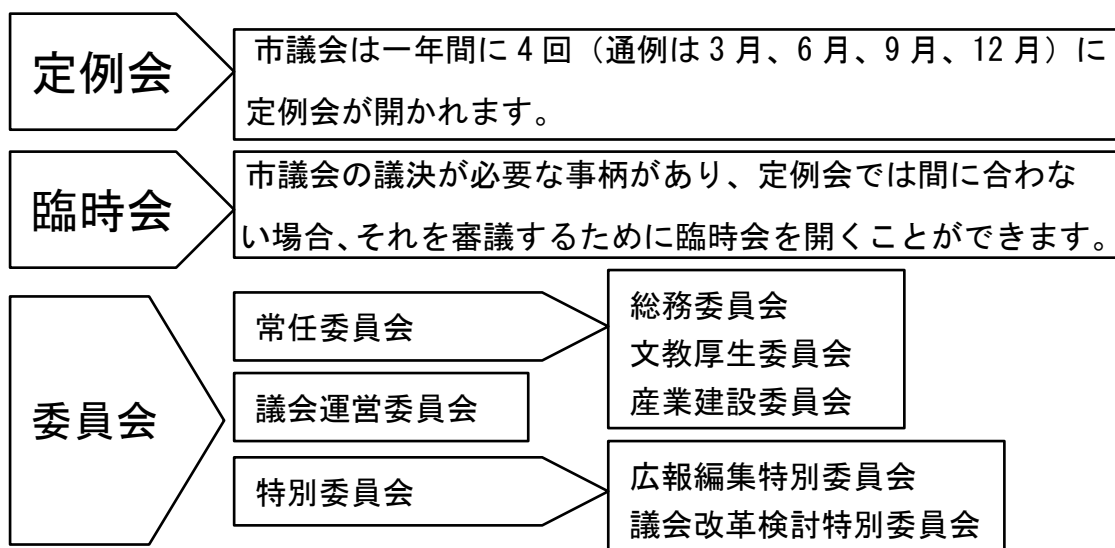
議員の定数と任期

定数 22名

任期 平成26年2月28日

市議会の運営

小城市議会には定期的に行われる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。また、議案などをより詳しく専門的に審議するために委員会を設けています。常任委員会は、そのときの議会に提案された議案を審査します。特別委員会はその時々に応じて必要とされる事項について調査をするために設置されます。



会議の流れ

- ▼ **議案の提出** 議会に市長または議員から議案が提出されます。
- ▼ **提案理由の説明** 議案の提出者から「なぜこの議案を出したか」を説明します。
- ▼ **一般質問** 小城市政運営全般に対して質問を行うことを、一般質問と言います。
市の現状や、市政運営に対して質問したり、政策提言を行います。
持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内です。
- ▼ **議案質疑** 提出された議案に関して、議員より議案の中身に関してより一層深い説明が求められた時に行います。
- ▼ **委員会付託** 議案を、さらに専門的に審査するため、各常任委員会に付託します。
- ▼ **委員会審査** 付託された議案は、所管する常任委員会で審査します。
- ▼ **委員長報告** 委員会でどのような審査が行われたかを、委員長が報告します。
- ▼ **討 論** 最終的な採択を行う前に、賛成、反対について意見を述べます。
- ▼ **議 決** 最終的に議員全員で採決します。

市議会の活動を知るには

- 傍 聴** 本会議、委員会ともに基本的にすべての会議が公開されています。
本会議の傍聴席は50席で、また車椅子での傍聴もできます。
- テレビ放映** 本会議の様子は、佐賀シティビジョン（ぶんぶんテレビ）とはがくれテレビで放送するように準備しております。（9月定例会より開始予定）
- インターネット** 市議会のホームページで本会議動画配信をご覧いただくことができるよう準備しております。（9月定例会より開始予定）
- 会 議 録** 本会議だけでなく、委員会についても全ての議事内容が議事録として記録されています。議事録は議会事務局で閲覧することができます。
- 市議会だより** 市議会の活動を、定例会終了ごとに年間4回「おぎ市議会だより」として市内のすべてのご家庭に配付しています。

ここが聞きたい！議会のあれこれ

Q. 議会が開かれていないときは何をしていますか？

A. 必要に応じて委員会（委員研究会）、特別委員会、全員協議会など、市政上の重要な問題などを話し合う会議が開かれます。また、地域のさまざまな活動や問題解決に取り組んでいます。

Q. 傍聴席には車椅子でも行けますか？

A. 傍聴席は、市役所東館玄関の入り口より入り、エレベーターで3階までお上がりください。本会議場内に、車椅子用の傍聴スペースもあります。

Q. 議員にも「退職金」や「定年」はあるの？また、「議員年金」はどうなっているの？

A. 議員には退職金や定年はありません。市民のみなさんの代表として、働ける間は生涯現役です。また、平成23年6月には年金制度も廃止されました。

Q. 議員の報酬はどうなっていますか？

A. 議員の報酬・期末手当は、条例で定められています。報酬額を変更する場合は、この条例の改正が必要で、市長が諮問する特別職報酬審議会からの答申を受けて議案として提出され、議会の議決を経て決められます。

●報酬（月額）

平成25年4月1日現在（単位：円）

	人口（人）	世帯数 （世帯）	報酬			政務調査費 （年額）	
			議長	副議長	議員		
小城市	46,109	15,370	460,000	401,000	374,000	なし	
参 考	佐賀市	236,268	95,132	692,000	607,000	553,000	600,000
	唐津市	129,216	49,733	503,000	459,000	438,000	360,000
	鳥栖市	71,297	28,209	493,000	441,000	413,000	360,000
	伊万里市	57,386	22,475	486,000	435,000	407,000	250,000
	武雄市	50,681	17,465	455,000	385,000	360,000	200,000
	多久市	21,150	7,853	441,000	371,000	345,000	なし
	鹿島市	31,370	10,601	416,000	350,000	331,000	なし
	嬉野市	28,199	9,908	400,000	330,000	310,000	240,000
神埼市	33,017	15,745	386,000	322,000	300,000	240,000	

議会用語集

用語	よみかた	解説
【あ行】		
委員会	いいんかい	本会議に提案された議案などを、少人数の議員で専門的・能率的に審査するための機関で、常任委員会(常設の委員会)、特別委員会があります。
委員会付託	いいんかいふたく	本会議に提案された議案などについて、所管の委員会の審査にゆだねることをいいます。
意見書	いけんしょ	地方自治法第99条の規定に基づき、市議会は市の公益に関することについて、国会や国、県などの関係行政庁に対し、議会の意思をまとめた文書を提出することができます。
一般会計	いっばんかいけい	地方公共団体の基本的な経費を網羅的に計上した会計で、特別会計に計上される経費を除くすべての経費を処理することとされています。
一般質問	いっばんしつもん	議員が広く市政に関し、報告や説明を求めたり、疑問をただしたりすることをいいます。
延会	えんかい	議事日程の議題の審議が終了せず、その日の日程を他の日に延ばして会議を閉じることをいいます。
【か行】		
開会	かいかい	議会を法的に活動できる状態にすることをいいます。
会期	かいき	議会が会議を行う期間(開会日から閉会日まで)のことをいいます。会期は、本会議開会後に議決により決定します。
開議	かいぎ	その日の本会議を開くことをいいます。開議は議長が宣言します。
可決	かけつ	表決の結果、得られる議会の意思決定を「議決」といい、そのうち議案に賛成することをいいます。
議案	ぎあん	議会の議決を求めるために、市長や議員及び委員会が提出する案件のことをいいます。
議会運営委員会	ぎかうんえい いいんかい	議会を円滑に運営するため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整を図るために設けられている委員会です。
議決	ぎけつ	個々の議員の案件に対する賛否(可否)の意思表示による議会の意思決定のことをいい、次のような種類があります。 可決(否決): 予算、条例、意見書、決議等 認定(不認定): 決算 承認(不承認): 専決処分 同意(不同意): 人事案件 採択・採択送付(不採択): 請願・陳情
休会	きゅうかい	会期中に一定の期間、休日、議案調査や委員会開催等のために本会議が

		開かれず、休止している状態にあることをいいます。
継続審査	けいぞくしんさ	会期中に議案などの審査・調査を終了することが困難な場合に、議会の議決によって、閉会中も引き続き委員会で審査・調査を行うことです。
決議	けつぎ	法の規定はありませんが、議会の意思を内外に表明することをいいます。
【さ行】		
採決	さいけつ	議長が本会議で表決（議員が案件に対して賛否の意思を表明すること）をとる行為のことをいいます。委員会の場合は委員長が表決をとる行為のことをいいます。
散会	さんかい	その日の議事日程に記載された事項すべてが審議を終了し、その日の会議を閉じることをいいます。
質疑と質問	しつぎとしつもん	質疑は議案等に関し、討論、表決の前に疑問点をたずねることをいいます。質問は、議案とは関係なく市政全般について、現在の状況や方針・計画等について聞くことをいいます。
執行機関	しっこうきかん	議決機関としての議会に対し、市長をはじめとする各種の機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など）をいいます。
招集	しょうしゅう	議会を開くために、議員に一定の日時・一定の場所への集合を要求すること。市議会では市長が招集することになっています。
上程	じょうてい	本会議で議題として取り扱うことを、一般に上程といいます。
常任委員会	じょうにんいゐんかい	議会が市の一定の部門の事務に関する調査や議案、請願・陳情などの審査を行うために、条例で常設する委員会のことをいう。習志野市では総務、建設、環境経済、文教福祉の4委員会が設置され、議員は少なくとも1つの常任委員会に所属するものとされています。
条例	じょうれい	地方公共団体が自治立法権に基づいて定める自主法のことです。条例の制定・改廃は原則として議会の議決により成立し、長の公布により効力が生じます。条例案の議会への提案権は、長・議員の双方が有しています。
審議	しんぎ	本会議において、議案などの案件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決する一連の過程のことをいいます。
審査	しんさ	委員会において、付託を受けた議案、請願等を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。
請願・陳情	せいがん・ちんじょう	市民の皆さんが直接市議会に意見や要望できる制度であります。議員の紹介のあるものを請願、紹介のないものを陳情といいます。
専決処分	せんけつしよぶん	議会が議決しなければならない事項を、市長が代わって意思決定をすることです。時間的に議会の招集を待てない緊急な場合などにできることになっています。特別な場合を除き、専決処分後に、議会に報告し承認を求める議案の提出が必要です。
【た行】		

定足数	ていそくすう	議会において、有効に議題を審議し、決定するために必要とされる出席者の数のことをいいます。地方自治法において、議会は、議員定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができないとされています。
定例会	ていれいかい	都道府県や市区町村など普通地方公共団体の議会には、定例会及び臨時会があります。定例会は付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことをいいます。地方自治法により毎年(1月1日～12月31日)、条例で定める回数を招集することとなっており、本市では条例で年4回と定めています。
動議	どうぎ	主に会議の進行や手続きに関し、議員から議会に対して、または委員から委員会に対してなされる提議で議会または委員会の議決を経るべきものとなります。通常これらは口頭で行われるのに対し、原案に対する修正の動議等は、案を備え文書で議長に提出することとなっています。
討論	とうろん	採決の前に議題となっている案件に対し、賛成か反対かの意見を表明することをいいます。討論の目的は、単に賛否の意見を明らかにすることだけでなく、まだ賛否を決定していない議員及び意見の異なる議員を自己の意見に賛同を得る意味があります。
特別委員会	とくべついいんかい	常任委員会のほかに、特定の問題を審査するために必要に応じて設置される委員会をいいます。当初・補正予算や決算を審査する際にも設置されます。
特別会計	とくべつかいけい	特定の収入を充てて特定の事業を行う場合、経理を明確にするために一般会計と区分して経理するために設置する会計であります。
【は行】		
付議事件	ふぎじけん	議案など議会で審議される事項のことをいいます。
不採択	ふさいたく	請願・陳情に対し、議会がその内容を審議して賛同しない意思決定をすることをいいます。(⇔採択・採択送付)
付託	ふたく	本会議の付議事件について質疑が終結し、さらに詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会または特別委員会に審査を託すことをいいます。
閉会	へいかい	会期が終了して、議会の活動能力を失わせることをいいます。
本会議	ほんかいぎ	定例会や臨時会において、全議員で構成する議会の会議のことをいい、議案の審議や、市議会としての最終意思の決定(議決)などを行います。
【ら行】		
臨時会	りんじかい	地方議会の会議の一つで、定例会のほかに、臨時に必要な場合、必要な特定の事件に限って随時これを審議するために招集される議会のことをいいます。

小城市議会基本条例

<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条－第2条）</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則（第3条－第4条）</p> <p>第3章 市民との関係（第5条－第7条）</p> <p>第4章 市長等との関係（第8条－第11条）</p> <p>第5章 自由討議の保障（第12条）</p> <p>第6章 議会の機能の強化（第13条－第19条）</p> <p>第7章 政治倫理（第20条）</p> <p>第8章 見直し手続（第21条）</p>	<p>原則を明らかにするとともに、議会と市民及び市長等との関係並びに議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（最高規範性）</p> <p>第2条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に関する条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。</p> <p>2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。</p>
<p>前文</p> <p>近年、国から地方への権限移譲が進み、地方自治体の自己決定権の拡大が進むなかで、地域の自主・自律のため、これまで以上に地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっている。二元代表制の一翼を担う議事機関としての議会は、政策立案、行政の監視、そして情報公開で分かりやすい議会をつくるなど、責任ある議会活動が求められている。</p> <p>小城市議会は、市民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する市の最高の意思決定機関であり、市民の負託にこたえる責務を有している。</p> <p>このため、議会は、議会運営委員会、議会改革検討委員会等における協議により、議会の活性化を図るためにさまざまな改革を重ねてきたところである。</p> <p>議会は、今後も議会の活性化を積極的に推進し、市政に対する市民の意思の反映に全力を尽くすことを決意し、ここに、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、議会と市民及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係等に関する基本的事項を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、議会、議員及び議長の活動</p>	<p>第2章 議会及び議員の活動原則</p> <p>（議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、市民を代表する機関であることを常に自覚するとともに、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指して活動するものとする。</p> <p>2 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関であることをふまえ、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。</p> <p>（議員の活動原則）</p> <p>第4条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民の代表としてふさわしい活動を行うものとする。</p> <p>3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めるものとする。</p> <p>第3章 市民との関係</p> <p>（市民との関係の基本原則）</p> <p>第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開する。</p>

3 議会は、委員会の運営に当たり、関係する法令等を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員の全部又は一部と市民等との意見交換の場を設けることができる。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、議会独自の視点から、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう市政に係る情報の広報に努めるものとする。

(議会報告会)

第7条 議会は、議会報告会を必要に応じ行うものとする。

第4章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第8条 議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び市長等への政策提言を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

2 議会の本会議における議員と市長等及び執行機関の職員の質疑応答は、広く市政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

3 市長等の職員は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、議長又は委員長の許可を得て、質問することができる。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第9条 議会は、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 提案する理由
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係する法令及び条例等
- (5) 実施にかかわる財源措置

(6) 将来負担すべき経費

(7) 政策等の効果

2 議会は、政策等を審議するに当たっては、これらの政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算の審議における政策説明)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

(市政に係る重要な計画の議決等)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、基本構想に基づく基本計画の策定、変更等とする。

2 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ、市長等にその理由及び概要の説明を求めるものとする。

第5章 自由討議の保障

(議員間の討議)

第12条 議会は、本会議等において、議案の審議及び審査に当たり、結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

第6章 議会の機能の強化

(会派)

第13条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(議会改革の推進)

第14条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進検討会等を設置する。

(専門的事項に関する調査)

第15条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとする。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

(予算の確保)

第19条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するために、必要な予算の確保に努めるものとする。

第7章 政治倫理

(政治倫理)

第20条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

第8章 見直し手続

(見直し手続)

第21条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

予算の概要

平成25年度 小城市一般会計・特別会計・企業会計補正予算総括表

◎ 一般会計・特別会計

(単位:千円、%)

会計区分	平成25年度 当初+補正予算	平成24年度 当初予算	前年度比較		備考
			差引増減	増減率	
1 一般会計	20,215,403	19,024,632	1,190,771	6.3	
2 特別会計	8,844,749	8,744,089	100,660	1.2	
① 授産場特別会計	25,925	26,316	△ 391	△ 1.5	
② 簡易水道特別会計	7,296	6,946	350	5.0	
③ 下水道特別会計	3,002,414	2,775,322	227,092	8.2	
④ 国民健康保険特別会計	5,336,204	5,465,267	△ 129,063	△ 2.4	
⑤ 後期高齢者医療特別会計	472,910	470,238	2,672	0.6	

◎ 企業会計

(単位:千円、%)

会計区分	平成25年度 当初+補正予算	平成24年度 当初予算	前年度比較		備考
			差引増減	増減率	
1 水道事業会計	467,562	675,390	△ 207,828	△ 30.8	
2 病院事業会計	1,333,675	1,426,270	△ 92,595	△ 6.5	

平成25年度 一般会計予算 補正後予算総額 20,215,403千円

平成25年度予算は、市長選挙を控えていたため、骨格予算を編成し、6月定例会で予算に肉付けを行った。肉付け後の予算総額は対前年度当初予算と比較すると1,190,771千円の増となった。

歳出の主なものは、定住促進等事業に伴う奨励金、参議院議員通常選挙、市議会議員選挙の執行経費、各種ワクチン接種事業、特定年齢に対する胃がん検診無料クーポン券、みんなでエコ活動推進事業、国県営土地改良対策事業費、農地・水保全管理支払交付金、中心市街地活性化推進事業、観光施設整備事業、スマートインターチェンジ整備事業、都市計画街路事業、芦刈小学校改築事業、教育情報化推進事業、議会放映システム構築事業、子どもの医療費助成事業、子ども子育て支援計画策定事業、妊婦安心風しん予防接種事業、多久小城地区広域クリーンセンター建設促進事業などです。

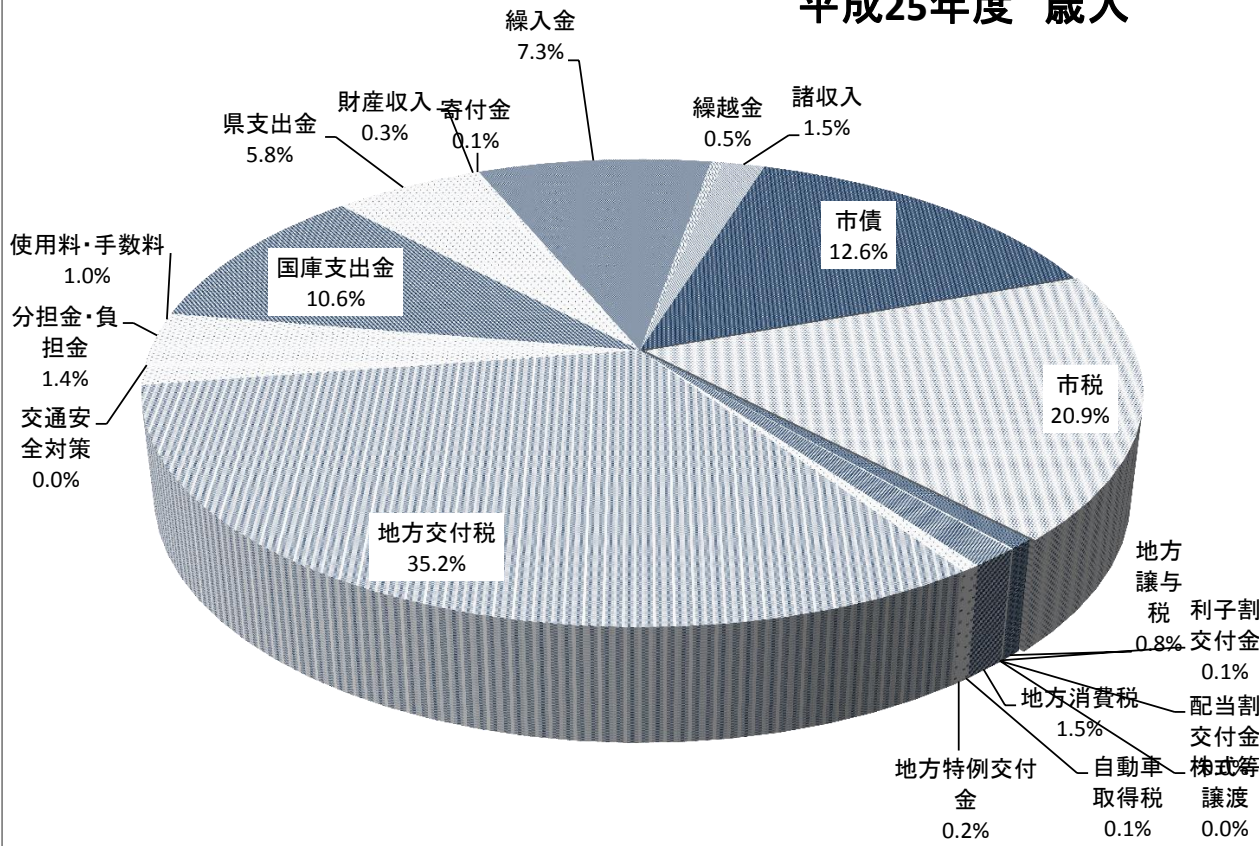
歳入の主なものは、事業に伴う分担金・負担金、国・県支出金、繰入金、諸収入、市債のほか、地方交付税や財源調整として財政調整基金繰入金などによるものです。

(単位:千円、%)

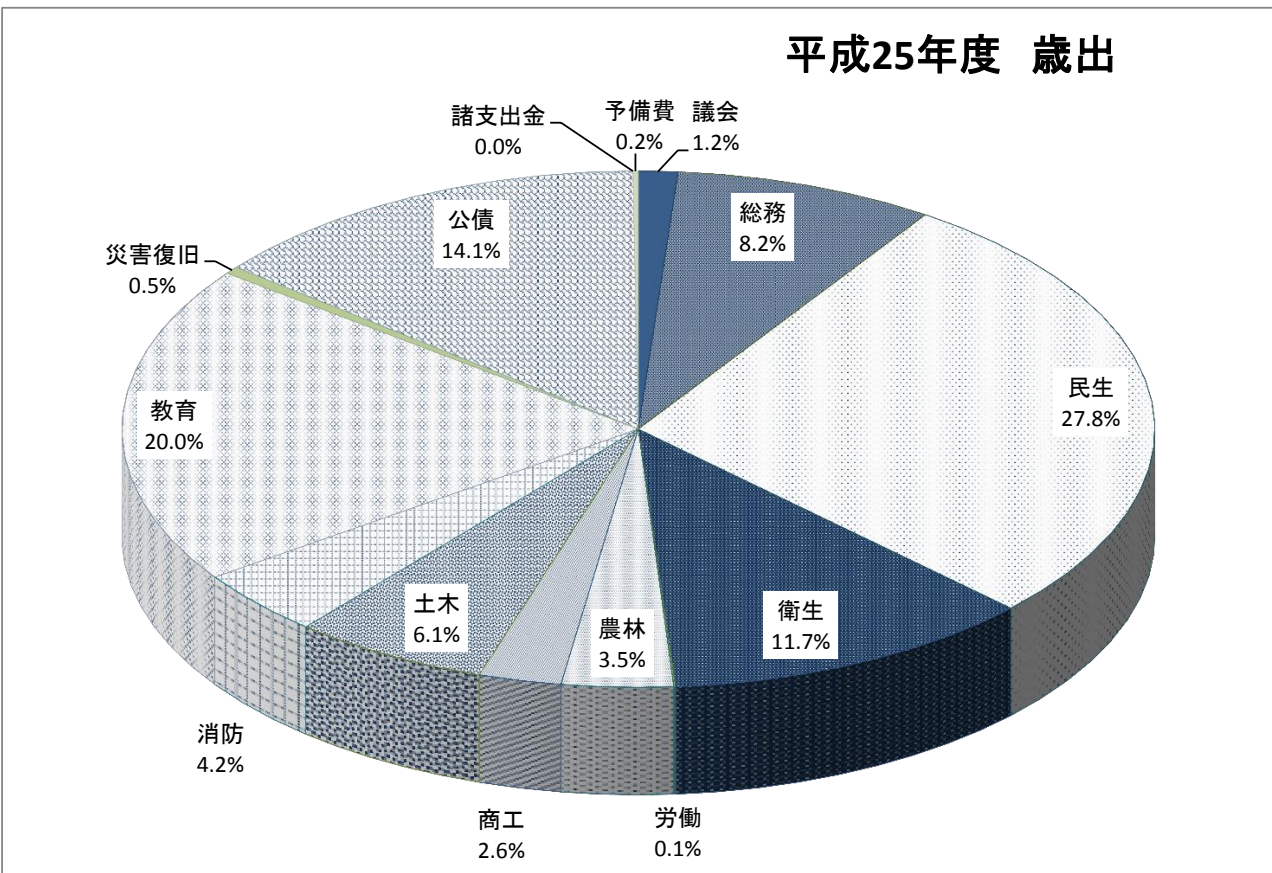
歳 入					歳 出						
款 別	25 年 度		24 年 度		増 減 額 増 減 率	款 別	25 年 度		24 年 度		増 減 額 増 減 率
	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比			予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	
市 税	3,845,045	19.0	3,844,230	20.2	815 0.0	議 会 費	230,694	1.2	240,620	1.3	△ 9,926 △ 4.1
地方譲与税	150,141	0.7	144,645	0.8	5,496 3.8	総 務 費	2,076,547	8.2	2,719,147	14.3	△ 642,600 △ 23.6
利子割交付金	9,782	0.0	9,678	0.1	104 1.1	民 生 費	5,148,218	27.8	4,959,308	26.1	188,910 3.8
配当割交付金	4,772	0.0	5,627	0.0	△ 855 △ 15.2	衛 生 費	2,183,934	11.7	2,250,846	11.8	△ 66,912 △ 3.0
株式等譲渡所得割交付金	1,262	0.0	1,970	0.0	△ 708 △ 35.9	労 働 費	10,232	0.1	10,232	0.1	0 0.0
地方消費税交付金	275,297	1.4	363,726	1.9	△ 88,429 △ 24.3	農 林 水 産 業 費	864,025	3.5	755,337	4.0	108,688 14.4
自動車取得税交付金	21,932	0.1	30,922	0.2	△ 8,990 △ 29.1	商 工 費	759,355	2.6	380,863	2.0	378,492 99.4
地方特例交付金	30,077	0.5	30,567	0.2	△ 490 △ 1.6	土 木 費	1,355,473	6.1	1,436,259	7.5	△ 80,786 △ 5.6
地方交付税	6,672,000	33.0	6,581,000	34.6	91,000 1.4	消 防 費	801,753	4.2	738,629	3.9	63,124 8.5
交通安全対策特別交付金	8,600	2.7	9,400	0.0	△ 800 △ 8.5	教 育 費	3,807,517	20.0	2,788,553	14.7	1,018,964 36.5
分担金及び負担金	313,222	1.5	259,074	1.4	54,148 20.9	災 害 復 旧 費	362,679	0.5	385,973	2.0	△ 23,294 △ 6.0
使用料及び手数料	182,595	0.9	195,360	1.0	△ 12,765 △ 6.5	公 債 費	2,584,975	14.1	2,328,864	12.2	256,111 11.0
国庫支出金	2,122,624	10.5	1,680,563	8.8	442,061 26.3	諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0 0.0
県支出金	1,144,914	5.7	1,114,569	5.9	30,345 2.7	予 備 費	30,000	0.2	30,000	0.2	0 0.0
財産収入	57,452	0.3	52,784	0.3	4,668 8.8						
寄附金	16,165	0.1	16,512	0.1	△ 347 △ 2.1						
繰入金	1,880,764	9.3	1,420,668	7.5	460,096 32.4						
繰越金	100,000	0.5	100,000	0.5	0 0.0						
諸収入	336,859	1.7	253,037	1.3	83,822 33.1						
市債	3,041,900	15.0	2,910,300	15.3	131,600 4.5						
合 計	20,215,403	103.0	19,024,632	100.0	1,190,771 6.3	合 計	20,215,403	100.0	19,024,632	100.0	1,190,771 6.3

※ 構成比は、端数処理の関係上、一致しない場合があります。

平成25年度 歳入



平成25年度 歳出



佐賀広域消防局小城消防署建設事業

(6,190万円)

佐賀県消防広域化推進計画を踏まえ、関係市町及び佐賀県と連携のもと、広域消防の組織再編と併せて常備消防体制の強化及び常備消防施設の更新を図る。



▲更新が待たれる小城消防署

清水地区駐車場整備事業

(5,325万円)

小京都「小城」の代表的な観光地である「清水の滝」は、以前から観光バスの駐車場がなく、またイベント時の駐車場不足が大きな課題であった。これを解消するために駐車場整備を行い、観光客の利便性の向上を図る。

6次産業化事業

(500万円)

農業者の経営安定のため、農畜産物の付加価値の創出に向け、農畜産物の生産だけでなく、加工や流通・販売を一体化し、更には2次・3次産業と連携して地域ビジネスの展開や新たな産業の創出を図る。

子どもの医療費助成事業

(1億523万円)

子どもの医療に要する医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進する。



青年就農給付金給付事業

(1,275万円)

農業従事者の高齢化が急速に進む中、持続可能な力強い農業を実現するためには、青年の新規就農者を増加させる必要があるが、新規就農者の技術の習得や所得の確保等が課題となるため、就農前後の青年新規就農者に対し給付金を給付、負担軽減、青年就農者数の増大を図る。

下水道整備事業

三日月処理区 (8億2,871万円)

芦刈処理区 (5億4,583万円)

牛津処理区 (1億3,959万円)

小城処理区 (4億9,333万円)

家庭や事業所から排出される汚水を浄化することで公共水域の水質保全を図ると共に、水洗トイレの設置により衛生的で快適な生活環境を創出するため下水道を整備する。

住宅用太陽光発電システム設置補助事業

(1,000万円)

東日本大震災による福島第1原発事故後の自然エネルギーへの関心の高まり等から市民の地球温暖化問題に対する理解と意識高揚を図るため、住宅用太陽光発電システム設置者に補助し、地球温暖化を防止する。



▲設置された太陽光パネル

意見書

意見書第1号

「生活保護制度の見直しに関する意見書」

可決 (全員賛成)

意見書第2号

「TPP交渉参加に反対する意見書」

可決 (賛成多数)

意見書第3号

「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める

意見書」

可決 (全員賛成)

監査委員

(議案第1号)

平成25年5月10日をもって任期満了となるため、堤茂人氏を選任することに同意。



堤 茂人氏

主な事業

(新規事業)

自立支援医療(育成医療)給付事業

(345万円)

身体に障がいがある18歳未満の児童又は現在の状態をそのままにすると将来的に身体に障がいを残すと認められる児童に対し、手術等により将来生活能力を習得させる。

戸籍副本データ管理システム構築事業

(274万円)

市区町村と法務局は、近接地にあり、大災害が起こった場合に正本及び副本が同時に滅失する危険性を考慮し、防止を図るため、戸籍の副本を作成し、正本を市区町村が、副本を遠隔地の法務局で保管することとした。

未熟児養育医療給付事業

(338万円)

病院等に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費用を給付することにより、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図る。



庁用自動車一括管理事業

(351万円)

本庁舎における庁用自動車の一元的な管理を行い、効率的な運用、維持管理費の軽減及びCO₂削減を図る。



▲庁用自動車

市道甘木線改良事業

(社会資本整備総合交付金)
(420万円)

市道甘木線は一日約1,000人が通勤通学に利用されているJR唐津線小城駅へ通じる市道である。また佐賀県立小城高等学校への通学路で、歩行者の安全が確保されていない状況であるため歩道を設置、歩行者の安全の確保を図る。



▲改良が待たれる市道甘木線

(既存事業)

介護給付費・訓練等給付費支給事業

(6億6,426万円)

障害者総合支援法の趣旨に基づき、福祉サービスを一元化して障がい者の地域生活就労を奨め自立を支援する。

地球温暖化対策協働推進事業

(799万円)

市主体で行ってきた地球温暖化防止に関する事業をNPOと協働で行いながら、市民団体の育成を図り、行政主導から市民団体主導、そして市民活動へとつなげる。さらに、この活動を通して環境活動を主体としたCSOの育成に取り組み、市民活動の輪を広げることを目的とする。



▲みどりのカーテン

定住促進等事業

(1,200万円)

定住人口の増加と人口流出の防止を目的、市内外から市内の対象地域に転入、転居した場合に定住奨励金及び持家加算金、または持家奨励金を交付する。市内3世代の同居を奨励するために親・子・孫が同居しようとする者に奨励金を交付する。



当市の特産品等の製造や販売を行う業者は、個人事業主が中心で、個々で商品販路を拡大することは難しい状況にある。

佐賀県緊急雇用創出基金事業の起業支援型地域雇用創造事業を活用して、当市の特産品等の販路の拡大を行う。

清水地区 駐車場整備事業

(57万円)

小京都「小城」の代表的な観光地である「清水の滝」は以前から観光バスの駐車場がなく、またイベント時の駐車場不足が大きな課題であった。

これを解消するために駐車場整備を行い、観光者の利便性の向上を図る。

市道江利・大寺線 改良事業

(6,908万円)

市道江利・大寺線は、通学路に指定され多くの児童が利用しているが、現在歩道が無く通学児童の安全性が懸念されている。また、新庁舎移転に伴い交通量が増加、通行量に応じた道路幅が必要となっている。

「マジエンバ」 促進事業

(135万円)

平成23年度に誕生した「小城新発麵「マジエンバ」」の知名度と市内取扱店の売上等を向上させ、当市の観光資源として磨きをかける。

交通安全施設 整備事業

(2,100万円)

これらのことから、本線の歩道設置、車道拡幅等の整備、安全性を図る。

道路整備事業等と連動し、安全な道路環境づくりを進めるほか、カーブミラー・ガードレール等の交通安全環境の充実を図り、市民の安心・安全な生活環境づくりを行う。

住宅リフォーム 緊急助成事業

(54万円)

市内における住宅のリフォーム工事の促進による住宅の質の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

鉦害ポンプ施設 維持管理事業

(2億7,337万円)

小城市鉦害ポンプを大雨時に適切に操作を行い、通常時適切に維持管理を行うことで、浸水被害の防止を図る。

市街地整備 推進調査事業

(686万円)

小城市土地利用方針の中で位置付けた中心性の高い市街地、開発・定住を推進する箇所の整備優先の検討を行いその中から詳細の調査を実施し優先箇所の構想図を作成する。

JR小城駅周辺 環境整備事業

(1億842万円)

中心市街地の玄関口であるJR小城駅の利便性の向上と安全で快適な歩行者空間等の確保を図り、築100年の駅舎を活かした再整備を行う。

小城公園 高質化推進事業

(1億3,789万円)

公園内の施設のバリアフリー化を図るとともに、エントランスの修景整備を行う。市民はもとより観光客等の癒しと交流の場づくりを推進し観

市営浄化槽事業

(6,600万円)

光客等の誘致を図る。

公共下水道計画区域及び農業集落排水処理区域を除く区域において、市が事業実施主体となって合併浄化槽の設置を行う。



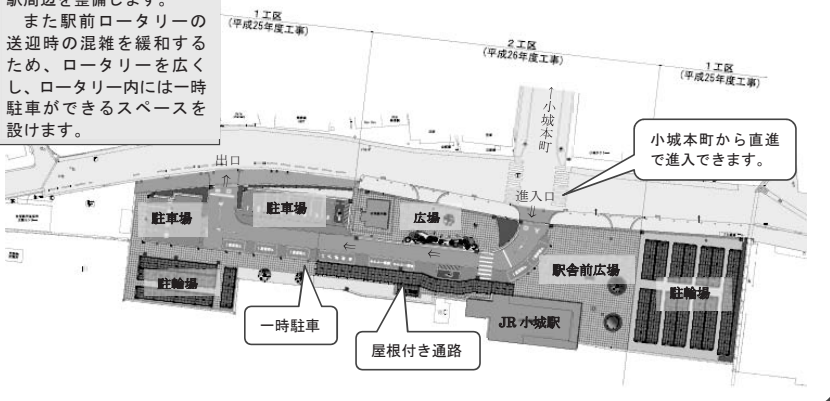
▲めざすはB級グルメ

JR小城駅周辺整備事業

観光客や通勤通学で小城を訪れる方をお迎えする玄関口として、JR小城駅周辺を整備します。

また駅前ロータリーの送迎時の混雑を緩和するため、ロータリーを広くし、ロータリー内には一時駐車ができるスペースを設けます。

<整備予定>
平成25年度：駐車場、駐輪場等
平成26年度：広場等



主な事業

牛津庁舎解体事業

(4,321万円)

本庁舎移行に伴う、分庁舎機能の廃止と旧庁舎を解体することにより維持管理費の軽減を図り、周辺施設（牛津公民館、牛津体育センター）の利便性を高める。

多久小城地区 広域クリーンセンター 建設促進事業

(287万円)

小城市と多久市が共同して広域クリーンセンター建設の早期実現を図るとともに、循環型社会を推進するため、多久小城地区広域クリーンセンター建設促進協議会を設置して事業を推進する。

コンビニ収納 システム構築事業

(684万円)

共稼ぎ世帯の増加や生活スタイルの変化に伴い、納税者から納付機会の拡大を求める要望も多くなっている。このことから、コンビニエンスストアで税や使用料の納付ができるシステムを構築し、納付機会の拡大、利便性を高める。



住民

市税等の
払込み



コンビニ

妊婦安心風しん 予防接種事業

(397万円)

妊娠予定又は希望する人や妊婦の同居者の風しん予防接種を推進することで、感染リスクを下げ、先天性風しん症候群の発生を予防し、安心して妊娠や出産ができるようにする。



県営漁港 機能高度化事業

(1,125万円)

佐賀県が福所江漁港の漁港施設整備として、台風時等の荒天時に漁船を陸上に避難させることにより安全性の向上を図る。市はその事業費の一部を負担する。

県営クリーク 防災機能保全対策事業 (小城地区)

(3,700万円)

クリークの法面崩壊が進行し、農地等に広域的な災害が発生する恐れがあるため、保護整備を行い、被害を未然に防止するとともに、農業生産の維持及び安定を図り、併せて農地の保全を図る。

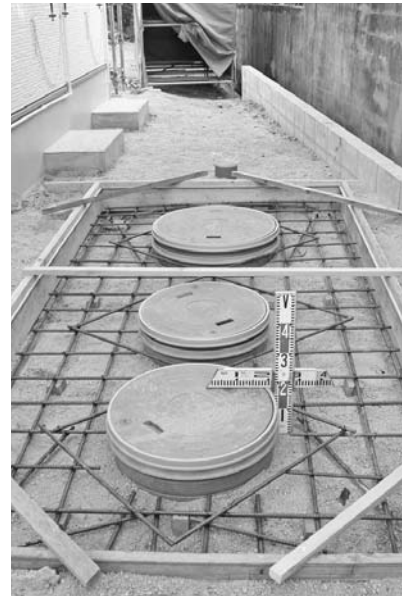
農業基盤整備 促進事業

(9,028万円)

生産効率を高める競争力のある農業を実現するためには、農地の汎用化等の基盤整備により、農業の構造改革を推進することが不可欠であり、農地・農業水利施設等の整備を地域の実情に応じて暗渠排水を整備する。

小城市特産品等 販路拡大事業

(1,266万円)



▲設置工事中の市営浄化槽

市営浄化槽施設 維持管理事業

(1, 460万円)

生活排水の適正な処理の促進を図り、市民生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全を図るため、市営浄化槽事業において設置した合併浄化槽の維持管理を行う。

放課後児童クラブ 建設事業

(6, 371万円)

定数の見直しを行い、学校敷地内に専用施設を建設し、待機児童の解消及び増加する入級希望者への対応を図るため、本

年度は、桜岡小学校と牛津小学校の敷地内に建設する。

子どもの医療費 助成事業

(987万円)

子どもの医療に要する医療費について助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進するため、10月診療分から小・中学生の調剤費まで助成対象を拡大する。

子ども・子育て 支援事業計画 策定事業

(218万円)

安心して子どもを生

み、育てることのできる社会を実現するため、就学前の子どもと小学校児童に対し子育て支援の総合的な事業提供を推進し、地域の子ども・子育て支援の充実を目指す目的で、子ども・子育て会議を設置し、地域の保育ニーズ調査を行う。

22世紀に残す 佐賀県遺産支援事業

(467万円)

市内に所在する「22世紀に残す佐賀県遺産」のうち緊急な修理、補修等が必要なものについて所有者への修理費等の一部を補助し保存・活用を図っている。本年度は、天山酒造の大正蔵・明治蔵の一部修理工事への補助を行う。



▶貴重な歴史遺産

牛津公民館 改修計画策定事業

(371万円)

牛津公民館の機能を旧議会棟に戻し、旧牛津庁舎解体後の現牛津公民館・旧議会棟・牛津体育センターや駐車場を含めた全体的な改修計画を策定する目的で、現地と周辺環境を調査し、改修箇所や規模を策定する。

主な議案内容

(議案第35号)

小城市職員等の 給与の臨時特例に 関する条例

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の規定に基づく

国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、25年7月から26年3月末までの間、国に準じた措置をとる。市長・副市長・教育長、病院事業管理者及び職員の給与の支給額を削減するための特例の条例。

(議案第46号)

平成25年度 小城市一般会計 補正予算(第2号)

中心市街地活性化事業の一環で旧小城庁舎解体工事が進んでいるが、工事中、3階内壁と天井の撤去を開始したところアスベストが発見され、速やかな吹付アスベストの除去工事が必要となった

意見書

意見書第4号修正案

年金削減の再検討を
求める意見書

高齢者の生活と地域経済を守るため年金削減(2・5%)の再検討を求めるもの。

可決(賛成20・反対1)

意見書第5号

教育予算の拡充を
求める意見書

義務教育費国庫補助金を3分の1から2分の1に還元することなどを求めるもの。

可決(全員賛成)

委員会報告

2月28日の本会議において各常任委員会に付託された議案審査は、慎重な審査の結果、全議案について可決した。

総務常任委員会

質問 小城市行政財産使用料の一部改正に伴い職員の駐車料金を取るようになった背景は。

答弁 駐車場を整備し、多額の経費がかかることと、県内の7市はすでに有料になっている。

質問 みんなでエコ活動推進事業は昨年度は県の補助が付いていたが今年度は一般財源ですが、そこまでして事業をやるべきなのか。

答弁 市民の方と交流が始まり、芽が伸びてきている。補助がなくなったからやめるではせっかくできた接点が失われる。

質問 国民健康保険税率の改正分でのくらの増額を想定しているのか。

答弁 大体7・7%増える収納率は現年課税分で93%で計上している。



▲職員駐車場

文教厚生常任委員会

質問 4月から放課後児童クラブの指導員の派遣採用について、業務委託するということが、指導員の選任の対応は。4月1日からの受け入れで条例改正は必要ないか。

答弁 市が面接を行い、委託事業者へ推薦する。運営は要綱に基づいており、今後教育委員会に諮って改正をお願いしたい。

質問 NPO法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会へいろいろな権限が移ってしまうと危惧するが。

答弁 全体のクラブ運営は、責任等を明確に位置づけ市教育委員会の事業として指導監督にあたる。

質問 契約期間は。

答弁 1年更新で考えている。一定期間連絡会の状況をみて、3年とかの長期契約も視野に入れながら、今は1年更新で考えている。



▶放課後児童クラブでも元気いっぱいの子どもたち

産業建設常任委員会

質問 6次産業化事業の企画、コーディネートにCSOに委託しようとしているが、今やっている生産者にはできないか。

答弁 6次産業に近い方がいるので普及センターと相談していく。

質問 市民交流プラザの建設する前までに受入れ管理組織を作るべきでは。また事業が26年度までであるが、時間的に大丈夫か。

答弁 早い時期に受入管理運営会社を作る。建設期間は14、15月必要で、9月末に実施設計を終え、その後で予算計上。

質問 小城市道は、西部広域水道からの原水の今後の増減と水道料金の影響は。

答弁 給水人口減により事業収入の減少で今回改定した。今後の見通しは、3年後の経過を見て判断する。



▶まちなか市民交流プラザ完成予想図

委員会報告

6月18日の本会議において、各常任委員会に付託された議案審査は、慎重な審査の結果、全議案について可決した。

総務常任委員会

質問 小城市職員等の給与の臨時特例に関する条例で地方交付税の減額と今回の給与削減との比較は。

答弁 総務省の概算では約1億2,000万円程度の減額になる。今回の給与減額分は約5,200万円程度になる。

質問 牛津庁舎解体の時期はいつか。舗装等を含めて整地まで今回の予算には入っているのか。

答弁 解体の時期は7月から家屋調査に入り、その後9月から10月くらいから解体に取りかかり年度内の完了を予定している。解体をして更地にするところまでの予算化をしている。

質問 消防水利として看板を立てた場合は行政で管理することだがどうなっているのか。

答弁 防火水槽については地元で作ったところもあるが全体的には防火水槽については市で管理をしなければいけないという認識を持っている。



▲旧牛津庁舎

文教厚生常任委員会

質問 平成25年10月診療分から、小・中学生の調剤の助成を追加することについて、小・中学生の通院費まで拡大して助成した場合いくらかかるのか。

答弁 約5,800万円程度になる。財政面を考えると、まず調剤費の助成からやっていきたい。

質問 風しん予防接種事業について、抗体検査に力を入れれば予防接種を受けずに済む人や、経費の節約になるのではないか。

答弁 抗体の有無を調べてその後接種するとなると、検査結果が出るまで1〜2週間かかる。妊娠初期の感染予防の目的からも、予防接種の推進をしていきたい。

質問 放課後児童健全育成事業で、学校敷地内に新たに専用施設を建設する予定だが、年次計画の中で26年度の財源は一般財源となっている理由は。

答弁 25年度は公共施設整備基金を使う予定。26年度については一般財源を公共施設整備基金に置き換えるかどうかは、今後財政課と協議していく。



▲風しんの感染予防にワクチン接種を

産業建設常任委員会

質問 暗渠排水整備は、天候等により予算が消化できない場合は、繰越しできるのか。

答弁 6月補正は、平成24年度の繰越予算でありできない。

質問 県営クリーク防災機能保全対策事業の計画を見直しはするのか。

答弁 事業も進んでいて県との協議はするが、難しいと思う。

質問 小城公園高質化推進事業の小城公園入口の北側駐車場の整備は、必要なのではないか。

答弁 ここは建物が建っていたところで、土地が一段と高く、交差点の見通しが悪く、道路からの出入りがスムーズにできるよう整備する。

質問 中心市街地活性化事業の「平成17年度のアスベスト調査」は、ずさずではなかったか。

答弁 当時は、国や県の指示によって目視調査をした。当時は健康被害がでない対策を行ったと思われる。全ての調査をすれば良かったと思う。



▲乾田化で期待される麦作振興

議会報告会アンケート

(該当するところに○をつけてください)

1 あなたの性別と年齢は？

【性別】 ①男性 ②女性

【年齢】 ①10代 ②20代 ③30代 ④40代
⑤50代 ⑥60代 ⑦70代 ⑧80代以上

2 どちらからおいでになりましたか？

①市内（旧町） ②小城市以外の県内 ③県外

3 この議会報告会を何によって知りましたか？

①議会だよりの号外 ②広報紙さくら ③市のホームページ
④議員からの紹介 ⑤その他（ ）

4 市議会の情報をどんな手段で得ていますか？

①議会傍聴 ②おぎ市議会だより ③インターネット
④その他（ ）

5 今日の開催時間はどうでしたか？

①良かった ②悪かった ③どちらでもない

6 開催場所はどうでしたか？

①良かった ②悪かった ③どちらでもない

7 本日の報告会の内容はどうでしたか？

①良かった ②どちらかといえばよかった
③どちらかといえば悪かった ④悪かった
⑤どちらともいえない

8 議会報告会や小城市議会へのご意見等ございましたらお書きください。

ご協力ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。